

第53条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

- 5 (a) その商業的利用が公の秩序又は善良の風俗に反する虞のある発明。その利用が、一部又は全部の締約国において法律又は規則によって禁止されているという理由のみでは公の秩序又は善良の風俗に反しているとはみなされない。
- (b) 植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法又は微生物学的方法による生産物については、適用しない。
- 10 (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法
この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質又は組成物には適用しない

第69条 保護の範囲

- 15 (1) 欧州特許又は欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するために用いられる。
- (2) 欧州特許の付与までの期間においては、欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、公開時の欧州特許出願に含まれるクレームによって決定される。ただし、付与されたとき又は異議申立、限定、取消手続において補正されたときの欧州特許は、それによって
- 20 当該保護が拡張されない限り欧州特許出願により与えられる保護を遡及的に決定する。

第84条 クレーム

「クレームには、保護が求められている事項を明示する。クレームは、明確かつ簡潔に記載し、明細書により裏付けがされているものとする。」